



ソフトウェア料金と ライセンス方式の 最近の動向

第3回 フリー・ソフトウェア、 シェアウェアがもたらす 意味は？

首藤 薫

日本アイ・ピー・エム(株)

フリー・ソフトウェア？ シェアウェア？

現在はコンビニで販売されている雑誌などでも当たり前のように使われているフリー・ソフトウェア、シェアウェアという言葉だが、これらは1995年に発表されたマイクロソフト社のWindows 95が普及するにつれて、それを使いこなすための本や雑誌などが数多く出版された頃くらいから多く利用されている。さらに、その頃からインターネットが普及する中で、パソコン用ソフトウェアをインターネットからダウンロードしたりして使う方法が急速に普及してきた。それ以前は、そのようなことを行っていたのはいわゆるマニア(おたくとも言われていたが...) だけだったにもかかわらずだ。

前回まで2回の千田氏の解説でお分かりのように、ソフトウェアにも著作権は存在し、それは今のパソコンの世界で当たり前のことのように行われているダウンロードなどにもあてはまる。ただし、それにはいろいろな形態があり、一概にまとめて論じることができないでいる。1990年代初頭には、あるパソコン通信のユーザ・フ

ォーラムなどで盛んに論じられてきたときもあったようだが、ここでは一般のユーザが当たり前のよう利用している『フリー・ソフトウェア』や『シェアウェア』などについて考えてみたいと思う。

歴史的背景

フリー・ソフトウェアという言葉は筆者はあえて最初から使ってきたが、これには理由がある。フリーウェアという言葉は、Andrew Fluegelmanがその商標を保持している¹⁾。彼は、MS-DOS用の通信プログラムであるPC-TALK IIIを開発し、配布した人であり、その方法にフリーウェアを利用したのである。ただそれ以前にも、UNIXというオペレーティング・システムがオープン・ソースとしていろいろなところにはばらまかれ、いろいろなUNIXが誕生したことを忘れてはならない。つまり、フリー・ソフトウェアなどという言葉の定義そのものが、多種多様にあるということである。

筆者が勤める会社でも、xxTOOLSと呼ばれるツール・ディスクが以前から存在している。これは、全世界の社員が自分たちの仕事のために開発したソフトウェアを、社内で効率的に利用するためにネットワーク上に設置された共有ディスクのことである。社内利用であることから、当然のことながら著作権は会社が保持しているわけだが、その中のツールが製品の中に組み入れられたものも少なくない。筆者がホストシステムで稼働する電子メールを開発していた頃、アメリカでは個人のスケジュールを電子メールと同じシステムに置くことができるようなソフトウェアをあるエンジニアが開発していた。社内での利用の後、それはすぐに製品の中へと反映されたわけだが、社内のリソースを有効活用した良い一例ではなかったのだろうか...と現在では考えている。

いったいどれだけの種類が？

話は少しずれてしまったが、フリー・ソフトウェア、シェアウェア...といろいろと呼ばれるものには、どういった種類があるのだろうか。

- フリーウェア
- フリー・ソフトウェア
- シェアウェア
- パブリック・ドメイン

それぞれの詳細については後述するとして、最初に書いたようにフリーウェアという言葉は著作権が設定さ

れていることから、フリーウェアとフリー・ソフトウェアとではきちんと分けて考える必要があるだろう。

フリーウェア

前述したように、Andrew Fluegelmanがこの言葉の商標を保持している。ただし、彼はすでに亡くなっているために、フリーウェアの定義を聞くことはできないものの、彼が開発し配布したPC-TALK IIIというMS-DOS用の通信ソフトウェアについては、次のように定義している。

- 著作権は保持
- 使用权は無料
- 寄付については受け付ける

このことから分かるように、フリーウェアでは著作権は開発者の元にありながら、使用权については料金無料でいくらでも利用してもよいことになっている。ただおもしろいのは、3つめの寄付(ドネーション)の考え方が我々日本人にとっては難しいかもしれない。さしずめ、現金で渡さずに図書券やビール券などで開発者に対してのお礼を渡すようなもの...ということ認識できるだろう。

フリー・ソフトウェア

これが、今現在よくいわれている『フリーウェア』であろう。パソコン雑誌社が開設するホームページなどでは、フリーソフトという言い方を一般的に利用していたりして、厳密な定義がないのがこの分野なのだが、上述のフリーウェアのようにしてあえて定義をしてみると、次のようになるのであろう。

- 著作権は保持
- 使用权は無料、再配布可能
- ソースコードに対して変更可
- 寄付については受け付ける(笑)

フリー・ソフトウェアという言葉自体は、Richard Stallman²⁾がフリー・ソフトウェアの普及を目的として創設した非営利の民間団体のことである。フリーウェアとよく似ているが、大きな違いがGNUといわれるフリー・ソフトウェアの配布の中でみることができる。GNUの配布に際しては、GPL(The GNU General Public Licence)というものが規定され、ここではソースコードの公開を原則として、使用者に対してはソースコードの変更や再配布を認めている。最近では、このGPLに基づいて配布されているソフトウェアの代表がLinuxであろう。

フリー・ソフトウェアによる利点としては、ソースコードを使用者が変更できるために、その流通方法やサポートなどで料金を徴収することができる。たとえば、Linuxで見られるが、フリー・ソフトウェアを独自の力で集めたものを再販する場合や、それに付随するサポートやサービスについてそのことがいえる。

これにほぼ似たものとしてオープン・ソースがあるが、最近では企業が開発していたコードをオープン・ソースにしたり(ネットスケープ社のコミュニケーターが一例として挙げられる)しており、本来の(Linuxのような)オープン・ソースとはちょっと位置付けが違うように筆者は感じている。

シェアウェア

この部類に入るソフトウェアとは、ユーザは無料でソフトウェアを入手し、一定期間料金を払わずに利用でき、気に入れば料金を期間内に支払うことでそのソフトウェアが利用できる。もしくは、機能を削ったソフトウェアを無料で配布しておいて、料金を支払うことで正規パッケージを利用することができるものがある。

- 使用权は有料、再配布不可
- ソースコードに対して変更は不可

前者の例では、エディタの秀丸が有名だろう。このシェアウェアは、Windows 3.1の頃から人気のあるソフトウェアである。料金を著者に支払い、キーワードを入手することで、ソフトウェアの立ち上がりで常に表示されるワーニング・メッセージが出なくなる。著者は、ホームページなどを通してユーザサポートなども行っていることからみても、通常のパッケージ製品と何ら変わりはないであろう。

また、アップル社が配布しているQuickTimeや、Real社が配布しているRealPlayerなども同様のものである。ただこれらは秀丸とは違い、料金を支払うことで有料のパッケージを無料のパッケージとは別にダウンロードすることになる。機能的には、無料パッケージでは限られていた機能制限が外れていたり、新しい機能が追加されていたりすることになる。

日本でダウンロードによって利用できるシェアウェアは、500円とか1,000円程度(どちらかといえば、ドネーション的?)のものが多いが、基本的な概念からいえばやはり3,000円、4,000円程度するものをシェアウェアとして位置付けて欲しいところだろう。

パブリック・ドメイン・ソフトウェア

このカテゴリに入るソフトウェアは、開発者がその著作権を放棄したものである。

- 著作権はなし
- 使用権は無料
- ソースコードに対して変更可

つまり、権利が放棄されたソフトウェアのために、利用者が自由に変更を加えて、再配布を可能としたソフトウェアのことである。ただし、日本の法律上では、著作権の放棄が明確にはなっていないために、このパブリック・ドメイン・ソフトウェアという概念が公式には存在していないということになる。

最近では、ネットスケープ社が同社のブラウザをMozillaという名前でそのソースコードをパブリック・ドメイン・ソフトウェアとして開放したり、前述のマイクロソフト社も一部のソフトウェアをその方向に持ってゆくことを考えていることが報じられている。企業が自ら開発したソフトウェアをパブリック・ドメインとして開放する理由には、主にはそのソフトウェアの開発中止が考えられるが、ネットスケープ社のようにソースコードを開放することで、無名の開発エンジニアたちがそのコードに対しての変更作業を行い、基本的にはネットスケープ社が開発したブラウザに準拠した形の別のブラウザの出現を狙っているのではないかと...とも考えられる。

人が書いたコードに対する変更が、開発エンジニアたちにとって楽しいものなのかどうかはいささか疑問の余地が残るところである。

ソフトウェア配布のいろいろな形態

ここでは、ソフトウェアのいろいろな配布およびライセンス形態について述べてきたが、今後のソフトウェアはどのような形態へと進んでゆくのだろうか。

インターネットを介することで、フリー・ソフトウェアやシェアウェアがマニア中心のものから一般の人でも気軽に利用できるようになってきたことは、最初に述べたとおりである。これによって、ソフトウェアがただ単に販売されているものだけではないことが一般にまで浸透してきた。ただし気を付けなければいけないのは、ソフトウェアには著作権が必ず存在しているということである。我々日本人は、著作権について軽視しがちなところがあって、簡単にソフトウェアなどを貸し借りしてしまうところがある。著作権についての正しい理解は、そろそろ小・中学校あたりできちんとした教育がなされる

べきなのであろう。というのも、小・中学生でも家庭でパソコンを使いこなしており、学校の授業にも取り入れられつつあるためである。きちんとした利用方法の理解が、今後はさらに必要になってくるのではないかと思う。

またソニースタイルでは、すでにソニーのPDAであるクリエで、PDA用のアプリケーション・ソフトウェアをソニースタイルから直接ダウンロードする形で販売を開始している。これは、上述のフリーやシェアウェアの形式ではないが、流通経路を短縮し、パッケージを簡素化するという点から、新しい配布方法なのではないかと考える。今後、今販売されているソフトウェアの中からも、同様な方法で販売されることで、さらにソフトウェアの価格が下がってゆくことを期待したい。

これからはケータイでも？

今年1月26日、日本の携帯電話会社の最大手であるNTTドコモは、携帯電話用に改良されたJavaが利用できる新しい携帯電話である503iシリーズ (<http://503i.nttdocomo.co.jp/>) を発表した。iアプリと呼ばれるドコモの携帯電話用のJavaのアプレットとはいえ、アプリケーション・ソフトウェアであることには間違いのないし、そこには今まで述べてきた著作権も使用権も存在している。

携帯電話であるために、どこかにセーブして別なときにロードしてくるようないわゆるパソコンのような機能は今はないものの、じきに出てくるであろうし、きっとPHSサービスで行われている音楽配信時の著作権機能と同様な機能がつくようにも、将来的にはなってくると考えられる。

ソフトウェアの配布もろもろ

ソフトウェアは、通常のパッケージの販売形態だけではなく、ここで述べてきたようにフリー・ソフトウェアあり、シェアウェアあり...と、いろいろな配布および販売形態を持っている。そして今後は、Webを通してのソフトウェアの販売そのものを行うことも始まっている。それらは、何のスタンダードにもなっておらずに、言葉だけが先行しがちな状態になっているが、ソフトウェアがよりコンピュータの中心的な存在として認知される中で私どもは、その最適な方法を選びながら、よりユーザが使いやすい方法をまだまだ模索する必要があるように思われる。

参考文献

- 1) <http://burks.brighton.ac.uk> よりサーチ
- 2) <http://www.e-words.ne.jp> よりサーチ

(平成13年3月5日受付)

